

(仮称) 輪島ウィンドファーム事業計画段階環境配慮書に係る環境保全上の意見

1 全般的事項

- (1) 本市を含む能登地域は、その土地の環境を生かした伝統的な農業・農法や生物多様性が守られた土地利用、農村文化や農業景観などが一体となって維持保全が図られてきたことにより、自然と調和した農林水産業と人の営みが育んだ「能登の里山里海」として世界農業遺産に認定されている。このような地域特性を十分に踏まえ、観光を含む地域資源の保全に最大限配慮すること。
- (2) 事業実施想定区域及びその周辺の概況については、必要と考えられる範囲を対象に入手可能な資料により把握したとしており、事業実施想定区域から 2.0km の範囲には、福祉施設等の環境保全上留意が必要な施設は存在しないとしているが、当該範囲には、グループホームが存在しており正確な状況の把握がなされていない。また、間垣の里地区である大沢・上大沢地区については、景観資源としての選定はなされているものの、文化財の観点からは、文化財保護法に基づく国指定文化財、伝統的建造物群保存地区は当該地域にはないとしており、両地区が、同法に基づく文化的景観の中でも特に重要な重要文化的景観に選定されているとの把握がなされていない。これらのことについては、容易に入手可能な資料により把握することができるものであり、環境影響評価の手続きを開始するにあたっての事前調査として丁寧さを欠いていると言わざるを得ない。今後、このようなことがないよう住宅等の分布状況も含め周辺地域の状況について正確に把握し、各種評価や事業実施区域の検討を行うこと。
- (3) 各環境要素における調査・予測の手法及び評価の指標については、周辺の自然環境や生活環境、土地利用の状況等を十分に踏まえ、必要に応じて専門家から助言を得るなどして適切に設定するとともに、その設定根拠について詳細に示すこと。
- (4) 事業を実施するにあたっては、事業実施想定区域及びその周辺地域の住民や地権者、農業及び林業従事者等の事業を営む者等（以下「周辺住民等」という。）の理解が必要であり、十分にコミュニケーションを図ること。また、事業計画や環境影響の程度について、説明会やその他の手法により積極的に情報提供を行うとともに、しっかりと意見聴取を行うこと。

2 個別的事項

(1) 大気質

工事及び工事関係車両の走行等に伴う粉じん、窒素酸化物等による環境への影響が懸念されることから、適切な方法により調査・予測及び評価を行い、資機材の運搬経路も含め、周辺住民等への影響を回避又は十分に低減すること。

## (2) 騒音・超低周波音、振動

ア 事業実施想定区域周辺には、住宅が多数存在し、また、特に配慮が必要な施設として福祉施設が存在しており、風力発電施設の稼働に伴って発生する騒音による環境への影響が懸念される。現状においては、住宅からの離隔を最短で270mとしているが、事業実施区域の設定にあたっては、環境への影響の程度について適切な方法により調査・予測及び評価を行い、環境への影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業実施区域の見直しや絞り込みを行い、可能な限り風力発電施設と住宅等との離隔を確保すること。また、環境への影響を回避又は十分に低減できるとして事業実施区域を設定する場合は、その設定根拠について詳細かつ一般に分かりやすく示すこと。

イ 工事及び工事関係車両の走行等に伴う騒音、振動による環境への影響が懸念されることから、適切な方法により調査・予測及び評価を行い、周辺住民等への影響を回避又は十分に低減すること。

## (3) 水

事業実施想定区域周辺には、簡易水道が多く存在しており、また、農業用水の確保に苦慮している地区も多く、事業実施に伴う土地の改変等により、地下水や湧水の水涸れ、濁りが発生することがないよう適切な環境保全措置を検討し、井戸や溪流、河川水に影響を及ぼすことがないようにすること。

## (4) 地形地質

ア 事業実施想定区域周辺には、土砂災害危険箇所が存在しており、事業実施に伴う土地の改変により、土砂災害を誘発することがないよう適切な方法により調査・予測及び評価を行うこと。

イ 森林の伐採や土地の改変により、周辺の河川や溪流等に土砂が流出して林地及び農用地の生産活動に影響を及ぼすことがないよう環境保全策を検討すること。

## (5) 動植物・生態系

ア 動植物・生態系への影響が、事業実施想定区域周辺にも及ぶ可能性があることなどを踏まえ、専門家から助言を得るなどして、十分な範囲、期間において調査・予測及び評価を行うこと。

イ 海の直接改変はないとして、海域に生息する動植物が配慮事項に選定されていない。海の栄養源と森林とは密接な関係があると言われており、森林の伐採による海への影響について、適切な方法により調査・予測及び評価を行うこと。

(6) 風力発電施設の影

事業実施想定区域周辺には、複数の集落があり、風力発電施設の影による環境への影響が懸念されることから、適切な方法により調査・予測及び評価を行い、住宅や農用地等への影響を回避又は十分に低減すること。

(7) 景観

事業実施想定区域が、能登半島国定公園区域に近接しており、また、国道 249 号から 2km 以内の範囲は、景観法に基づく輪島市景観計画における景観形成重要地域であることから、風力発電施設の設置には十分に配慮すること。特に、大沢・上大沢の両地区は、間垣集落として文化財保護法に基づく重要文化的景観に選定されており、輪島市景観計画においても間垣の里地区として景観重点地区に定めており、その背後に人工的な風力発電施設が設置されると、景観に大きな影響があると考えられることから、適切な方法により調査・予測及び評価を行い、その結果、輪島市景観条例に基づく景観形成基準に適合しない場合は、事業実施区域を変更するなど、景観への影響を回避又は十分に低減すること。また、鴨ヶ浦・竜ヶ崎灯台周辺については、優れた自然景観による観光誘客を目指しており、この地点での垂直見込角による予測結果として、ほとんど気にならない程度としているが、単に角度による評価だけではなくフォトモンタージュを作成し、一般に分かりやすく示すこと。なお、フォトモンタージュの作成地点については、これらの地点や主要な眺望点に限らず、本市の景観担当部局と協議を行い設定すること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場

間垣の里地区である大沢・上大沢地区は、背後の山々に点在する棚田での農業と前面に広がる豊かな海での漁業により人々が暮らしている。半農半漁の生活の中で間垣を用いた街並みは、能登の里山里海的生活・生業を知る上で欠くことができないものとして重要文化的景観にも選定がなされており、両地区ともに多くの来訪者がある。このような背景から、集落内の直接改変はないとは言え、人工的な風力発電施設が視認できた場合は、人と自然との触れ合いの活動の場として影響があると懸念されることから、調査地点に両地区を追加し、適切な方法により調査・予測及び評価を行うこと。

(9) 文化財

事業実施想定区域及びその周辺について、工事関係車両等の走行や土地の改変を行う可能性のある箇所については、事前に本市教育委員会と協議を行うこととし、埋蔵文化財包蔵地及びその可能性がある地点においては、埋蔵文化財への影響の有無について慎重な調査を実施すること。また、調査により埋蔵文化財に影響があると確認された地点については、文化財保護法に基づき記録を保存するための詳細な発掘調査等を行うこと。

(10) その他

資機材の運搬等に事業実施想定区域周辺の市道及び林道等を利用すると想定されるが、周辺住民等の安全な通行や路面の損耗等の交通環境の保全に十分配慮すること。

以上